

2020年6月1日

厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部
障害福祉課 課長 源河 真規子 様

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム会
代表 光増 昌久

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

日頃より、障害者福祉の推進に尽力されている事に感謝申し上げます。また新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、事務連絡、Q&Aの発信、補正予算での財源の確保と各事業への対応について特段のご配慮をいただきありがとうございます。

現在、共同生活援助（グループホーム）に入居する人は、13万人を超えています。

既に、障害者支援施設、グループホームでも感染者が出て大変困難な状況で乗り切ろうとしている実態が報道されています。多くの入居者、家族、支援者が心配しているのは、万が一グループホームの関係者で感染者がでたらどうするのか？事業の継続、支援の継続が可能になるだろうかと心配しております。

つきましては、グループホームに関して要望をまとめましたので、どうぞご検討のほど、よろしくお願い致します。

1. 感染者用の代替居住場所の確保計画

グループホーム入居者から感染者が発生した場合、一般住宅等の建物を使用している場合が多いため、感染者と非感染者の居住スペースを分けるゾーニングは困難です。その対応として、軽症の感染者が移動して居住できる空き室の確保を地域ごとに行っておく必要があります。例えば、ホテルを支援者付きで利用出来るようにする事も一つでしょうし、ホテルなどが無い地域であれば、自治体の持つ建物のスペースや公民館など、それ以外では空き家や空きアパートの活用などが出来るような工夫も必要です。

2. 支援者の確保対策

グループホームにおいて感染者が発生した場合、複数の支援者が同時に濃厚接触者になります。その場合、特に小規模な法人では、支援者の人員確保は非常に難しくなります。地域の自立支援協議会において、地域の保健医療関係者も加わる感染症部会を設け、そこでの協議により、必要な支援体制がとられることが必要です。また、法人間でお互いに人材派遣の協定を結んでおくこと等を国が推奨する必要があります。

3. 確実な日中支援加算の支給

入居者が通所している日中活動が感染対策により休止した場合、日中活動事業所職員が訪問等により支援を行った場合でも、グループホームの職員配置は長時間必要になります。今回は緊急事態であることをふまえ、日中活動事業所の報酬とグループホームの日中支援加算の両方共に請求できるようにすべきです。

また、日中活動の時間が短縮され、グループホームで実際に残りの時間数を援助した場合も、実際にはグループホームでの支援が行われるため日中支援加算の対象とすべきです。

そもそも、本人都合で通所できなくなった場合の日中支援加算と、事業所都合で休みになった場合とは、別の考え方が必要ではないでしょうか。台風等で日中活動が休止した場合にも、3日未満であるという理由で、日中支援加算Ⅱが請求できない事態が起きています。本人都合と、事業所都合の休みについて、制度として区別していただきたいと思います。

就労している入居者も通勤できない状況も多く発生しており、生活基盤を支えるグループホーム支援を持続可能にするためにも、日中支援加算Ⅱは1日目から算定できるようにすべきです。

4. 支援実態に即した夜間支援加算

感染者が別の場所に移動して生活する際に、支援者が付き添って支援する場合、本体住居以外の場所で、1対1などの手厚い体制での支援が発生することが見込まれます。その際、実態に即した報酬が支払われる必要があります。

5. 感染対策用具が行き渡る仕組み

マスク、アルコール消毒、体温計、血中酸素濃度の測定器などの感染症予防物資及び医療物資等について、小規模の法人が運営するグループホームにも行き渡るようにする仕組みが必要です。特に、感染者が出た場合には、防護服やN95マスク、ゴーグル、グローブ、消毒液などが必ず不足がないように届くような体制整備が必要です。その際、法人規模や法人種別に関わらず、自治体からの提

供がなされるようにしてください。また、購入費の補助も必要です。

6. 優先的な検査

グループホーム入居者は、家族ではない者同士が共有空間を利用せざるを得ない生活形態にあります。入居者の安全確保と安心のため、入居者及び支援者がPCR検査等の新型コロナウイルスに関する検査を優先して受けられるようにご配慮ください。

7. 自然災害が起きた際の避難所利用における対策

通常の避難所の空間では感染リスクが高まることが予想されます。一般の避難所に関する対策と共に、福祉避難所における感染対策と福祉避難所の運営についても国が方針を示す必要があります。

8. 感染疑いへの対応経費補償

感染の疑いが生じた場合、後に結果的には陽性でないことが分かった場合でも、最善の策として事業所内の消毒等の対応をとることになります。感染疑いの段階での消毒等の対応経費に現段階では補償がなく全額負担となるため、補償をお願いします。